

議案第四十号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年三月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和三十四年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「について同条第四項」を「（以下「公的年金等所得」という。）について同条第四項」に改め、「に限る。」の下に「以下「特定公的年金等控除額」という。」を加える。

附則に次の六項を加える。

16 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第一条の規定による改正前の所得税法第三十五条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第十八条の二の規

定の適用については、附則第五項の規定にかかわらず、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十八万円を控除した金額）」とする。

17 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第十八条の二の規定の適用については、附則第五項の規定にかかわらず、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十二万円を控除した金額）」とする。

18 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。以下「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から六千円（所得税法第三十五条第三項に

規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の三に相当する額を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。

19 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年の各年の地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（附則第二十一項において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万五千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

20 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第五項又は第六条第五項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から七千円（所得税法第三十五条第

三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の三・五に相当する額を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額とする。

21 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十八年の各年の合計所得金額が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第五項又は第六条第五項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万六千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例附則第五項及び第十六項から第二十一項までの規定は、平成十八年度以後の年度分の保険料について適用し、平成十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

地方税における老年者控除等の廃止に伴い、保険料に関し経過措置を講ずる必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1 4 略</p> <p>(保険料の減額の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者が前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、この規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二</p>	<p>附 則</p> <p>1 4 略</p> <p>(保険料の減額の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者が前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第十八条の二の規定の適用については、この規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二</p>

項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額」とする。

6  
6  
15  
略

16) 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第一条の規定による改正前の所得税法第三十五条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第十八条の二の規定の適用については、附則第五項の規定にかかわらず、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に

項第一号の規定によつて算定した金額から十五万円を控除した金額」とする。

6  
6  
15  
略

17 係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十八万円を控除した金額」とする。

18 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第十八条の二の規定の適用については、附則第五項の規定にかかわらず、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から二十二万円を控除した金額）」とする。

18 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平

成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。以下「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から六千円（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の三に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度と



する。〕した額」とする。

19) 平成十八年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十七年の各年の地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（附則第二十一項において「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第三項又は第六条第三項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万五千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第五項又は第六条第五項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から七千円（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が二十万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の百分の三・五に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額

を限度とする。〕した額」とする。

21| 平成十九年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成十六年十二月三十一日現在において年齢六十五歳以上の者で、同年及び平成十八年の各年の合計所得金額が千万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成十七年地方税法改正法附則第二条第五項又は第六条第五項の規定の適用がある場合を除く。）における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から一万六千円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。